

令和7年度 茂原市奨学資金案内

本奨学資金は、貸付終了後、返還の義務が生じ必ず返還しなければなりません

申請書類は、必ず申請者が窓口にお持ちください。

奨学資金貸付制度について、申請者に理解をしてもらうため、代理の方のみの提出又は郵送での提出は受付しておりません。

**受付期間：令和7年3月6日（木）から
3月21日（金）まで ※締切厳守**

申請時に面接を行います。予約制となりますので、事前に来庁する日時を教育総務課（0475-20-1557）まで連絡をしてください。

1 制度の目的

茂原市奨学資金貸付制度は、茂原市奨学資金貸付条例（昭和48年茂原市条例第8号）に基づき、大学、高等専門学校又は専修学校に入学が決定し、又は在学する者で、経済的理由などにより学資の支弁が困難と認められる者に対し、予算の範囲内において学資の貸付を行うことにより修学を容易にし、有為な人材を育成することを目的としています。

2 貸付額

区分\種類	修学費（月額）	就学支度費（入学時のみ）
大学（大学院を除く・短期大学含む）	月額5万円以内	15万円以内
高等専門学校（第4学年及び第5学年）		
専修学校（専門課程のみ）		

3 貸付期間

奨学資金の貸付期間は、大学、高等専門学校又は専修学校の正規の修学期間を終了する月までです。

留年等により正規の修学期間を超える期間や大学院等に進学した場合等は、貸付を行いません。ただし、学生である期間は、申請により返済を猶予することができます。

4 貸付審査及び貸付決定

- (1) 貸付の審査及び決定は、学力審査、収入審査、提出書類の内容審査及び面接の上で貸付の可否を決定します。なお、予算の範囲内で貸付を行うことから、貸付決定者が多い場合は、希望している貸付申請額を下回る額で決定されることがありますので、ご了承の上お申込みください。

収入基準について

あくまで目安です。目安を上回っていても世帯構成等により基準を満たす場合があります。

【申請者、両親（給与収入）、中学生の4人世帯の場合】（年間の世帯収入が）803万円

(2) 貸付の可否は、4月上旬頃に郵送で申請者宛てに通知します。

奨学資金は、4月と9月に、上半期分・下半期分として6か月分ずつ奨学生名義の千葉銀行の口座に振り込みますが、誓約書等の書類を教育委員会が定める期日までに提出していない場合は、貸付を行いません。

5 貸付要件

次のすべてを満たす方が奨学生の対象となります。

(1) 保護者が、貸付けの申請の日の1年以上前から引き続き市内に住所を有すること。

※保護者：未成年の場合にあつては親権を行う者、後見人その他の者で未成年者を現に監護するものをいい、成年の場合にあつては父母又はこれらに準ずる者

※貸付期間中に申請者が市内に住所を有している場合でも、保護者がともに市外に転出したときは、貸付を取消します。

(2) 大学、高等専門学校又は専修学校に入学が決定し、又は在学していること。

(3) 経済的理由により修学が困難であること。

(4) 学術優良かつ健康であること。

(5) 以下の【条件】を満たす連帯保証人（2名）がたてられること。

※連帯保証人：民法第454条の規定により、申請者と連帯して奨学資金の債務を負担することになります。したがって、「保証人」とは違い、教育委員会は連帯保証人に対して直接、債務の履行を請求することができ、連帯保証人は催告・検索の抗弁権をもって債務の履行を拒否することはできません。

【条件】

① 奨学資金の債務を弁済する能力を有し、身元が確実で独立の生計を営む成年者であること。

② 市町村民税等を滞納していないこと。

③ 生活保護を受けていないこと。

④ 債務整理中（破産等）でないこと。

⑤ 1人は、申請者の保護者であること。

⑥ 1人は、⑤の保護者とは別世帯で、次のaからeを満たす申請者の2親等以内（父母・祖父母・兄弟姉妹・兄弟姉妹の配偶者）の者でないこと。

a. 返済完了時まで保証能力（返済能力）を有する者で、申請時において概ね65歳以下の者

b. 市町村民税が非課税でないこと。

c. 現在、茂原市奨学資金について貸付中の奨学生又は返済中の借受人の連帯保証人でないこと。

d. 申請者の配偶者（婚約者を含む。）でないこと。

e. 原則として千葉県内に住所を有すること。

⑦ 兄弟姉妹で貸付けの申請をする場合（すでに1人が貸付を受けている場合も含む。）は、保護者以外の連帯保証人は、兄弟姉妹でそれぞれ別の方にしてください。同一人物をそれぞれの連帯保証人にした場合、奨学生として認められるのは1人のみとなります。

(6) 茂原市指定金融機関である千葉銀行各支店（ただし、インターネット支店、海外支店等を除く）に申請者名義の口座があり、貸付終了後はこの口座を利用し口座振替によって返済できること。

6 提出書類

※受付期間は、令和7年3月21日（金）までです。

提出書類の中には、申請したその場ですぐに交付されない書類もありますので、期間に余裕をもって準備してください。

※提出書類に不備がある場合や書類が揃っていない場合は、受付できません。

※以下の書類を提出していただきますが、必要に応じて追加の書類を提出していただくことがあります。

※本市奨学資金は他の奨学金制度と併用が可能ですが、他方の制度上では併願・併用不可となっている場合もありますので、十分ご確認の上でお申込みください。

※提出された書類はお返しできませんので、あらかじめご了承ください。

種 類		説明等	☑欄
①	奨学資金貸付申請書 (※指定様式)	<ul style="list-style-type: none"> 記載漏れがないようにしてください。 必ず本人が署名捺印してください。 申請者と保護者で同じ印鑑の使用は不可です。 	
②	入学許可書等（写し） 又は 在学証明書（原本）	<ul style="list-style-type: none"> 新入学生…入学許可書、合格通知書等 在 学 生…在学証明書 	
③	住民票（原本）	申請者の世帯全員	
④		保護者以外の連帯保証人のみ	
⑤	令和6年度 (令和5年分) の住民税所得 (課税) 証明書 (原本)	申請者の保護者 (父母等)	
⑥		保護者以外の連帯保証人	
⑦	滞納が無いことの証明書（原本） （又は） 納税証明書（原本）	<ul style="list-style-type: none"> 連帯保証人の2人分が必要です。 ※茂原市で課税されている方は、市民税課（2階）の窓口で取得できます。証明書の発行は、申請日からお時間がかかりますのでご注意ください。 滞納が無いことの証明書を発行していない市区町村の場合は、令和4年度から令和6年度分の納税証明書を提出してください。 連帯保証人の2人分が必要です。 課税されている市区町村で取得してください。 	
⑧	連帯保証人の印鑑登録証明書 (原本)	<ul style="list-style-type: none"> 連帯保証人の2人分が必要です。 	

※4ページにも提出書類の記載があります。

種 類		説明等	☑欄
⑨	学業成績証明書（原本）	<ul style="list-style-type: none"> ・校長、学長が証明するもの 新入学生…最終出身校から取り寄せてください。 学業成績証明書は、1年生から卒業までの成績です。 在 学 生…在 学 校 から 取 り 寄 せ て く だ さ い。 	
⑩	学術優良かつ健康であることの推薦書（※指定様式）		
⑪	口座振替払申出書（※指定様式）	茂原市指定金融機関である千葉銀行各支店（ただし、インターネット支店、海外支店等を除く）のみ利用可能です。 <ul style="list-style-type: none"> ・申請者名義の口座となります。 ・奨学資金の振込、口座振替による返済口座として利用します。 	
⑫	申請者名義の通帳（写し） 又は キャッシュカード（写し）		
（その他注意事項） <ul style="list-style-type: none"> ・③④の住民票、⑤⑥の所得（課税）証明書、⑦の滞納が無いことの証明書又は納税証明書、⑧の印鑑登録証明書は、書類提出日から3か月以内に発行されたものを提出してください。 ・奨学資金貸付申請書に押印した申請者の印鑑を持参してください。 			

7 今後のスケジュール（予定）

- (1) 申請受付期間 3月21日（金）まで
- (2) 貸付決定 4月上旬頃（申請者本人宛に通知します。）
- (3) 誓約書の提出 4月上旬
- (4) 奨学資金の振込 上半期分：4月中旬頃（就学支度金・修学費4月から9月分）
- (5) 受領書の提出 6月中旬
- (6) 奨学資金の振込 下半期分：9月中旬頃（修学費10月から3月分）
- (7) 受領書の提出 10月中旬
- (8) 現況報告書・在学証明書の提出 令和8年4月上旬

※誓約書や受領書等の書類を教育委員会が定める期日までに提出しない場合は、貸付を行いません。

8 返済方法等

- (1) 貸付が終了した月の6か月後から貸付を受けた月数の3倍に相当する期間内に月賦、半年賦での均等払い、又は一括で返済していただきます。貸付と同様、千葉銀行各支店口座（ただし、インターネット支店、海外支店等を除く）を使用し、口座振替により返済していただきます。
- (2) 奨学資金には利子は付きません（無利子）。
ただし、返済期日までに返済がなかった場合は、その納期の翌日から納付の日までの期間に応じ、茂原市延滞金徴収条例（昭和47年茂原市条例第52号）の規定により計算した延滞金を加算して納付していただきます。

(3) 返済期日までに返済がなかった場合は、教育委員会は借受人及び連帯保証人に対して督促・催告を行い、なお教育委員会が定める期日までに納付がないときは、教育委員会は法的回収手続きを行使いたします。

【令和7年の延滞金の利率】

- ① 納期限の翌日から起算して1月を経過する日までの期間 . . . 年 **2. 4%**
- ② 納期限の翌日から1月を経過する日の翌日以降納付の日までの期間 . . . 年 **8. 7%**

【返済計画の例】

就学支度費 (入学時)	修学費 (月額)	貸付 期間	貸付総額	返済額の目安 (月賦)	返済 期間	支払 回数
150,000 円	50,000 円	6 年	3,750,000 円	17,500 円 × 214 回 5,000 円 × 1 回	18 年	215 回
無			3,600,000 円	17,000 円 × 211 回 13,000 円 × 1 回		212 回
150,000 円	50,000 円	4 年	2,550,000 円	18,000 円 × 141 回 12,000 円 × 1 回	12 年	142 回
無			2,400,000 円	17,000 円 × 141 回 3,000 円 × 1 回		142 回
150,000 円	50,000 円	2 年	1,350,000 円	18,750 円 × 72 回	6 年	72 回
無			1,200,000 円	17,000 円 × 70 回 10,000 円 × 1 回		71 回

書類提出先・問合せ先

茂原市教育委員会 教育部 教育総務課 (9階)

電話：0475 (20) 1557 (直通)

FAX：0475 (20) 1607

メール：k-soumul@city.mobara.chiba.jp

